

令和6年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金）午前9時30分から9時58分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （18人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	稲村 健一 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	竹原 誠 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	中川原 扶貴子 君
9番	鳥谷部 甚一郎 君	10番	中里 登 君
11番	豊川 敏雄 君	12番	大沢 トモ子 君
13番	鈴木 徳治 君	14番	三浦 弘文 君
15番	佐々木 喜克 君	16番	柏田 雅俊 君
17番	沼沢 こえ子 君	18番	高村 國昭 君

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について

第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

議長（岩井）	<p>ただ今から、令和6年第2回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日は、全員出席しておりますので総会は成立しております。それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>それでは、8番中川原扶貴子委員と12番大沢トモ子委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議長（岩井）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、日程第3報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小泉）	<p>それでは議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、</p>

	<p>農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受領したのでご報告いたします。今月の通知書の受領は 6 件です。各農地の所在及び貸付人・借受人については記載のとおりです。</p> <p>1 番は、畑、面積は 1,803 m²。賃貸借から使用貸借に契約を変更するため一度解約するものです。</p> <p>2 番は、田 2 筆、面積は合計 3,306 m²。当該農地を購入する人が現れたため解約するものです。</p> <p>3 番は、田、面積は 1,302 m²。圃場の条件が悪く作業効率が悪いいため解約するものです。</p> <p>4 番は、田 5 筆、面積は合計 4,556 m²。</p> <p>5 番は、田、面積は 2,482 m²。4 番と 5 番の借受人は同じ方で、圃場の条件が悪く作業効率が悪いいため解約するものです。</p> <p>6 番は、田、面積は 6,815 m²。農地中間管理事業を利用した貸借から利用権設定による貸借に契約を変更するため、一度解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>ただ今の報告第 3 号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第 3 号を終わります。</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、報告第 4 号「裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大澤)	<p>それでは議案書の 3 ページ、報告第 4 号と参考資料の 11 ページをご覧ください。</p> <p>裁判所の農地等の現況に関する照会書の回答について、令和 6 年 1 月 12 日付け令和 5 年 (ヌ) 第 19 号の農地等の現況について、民事執行法による農地等の売却の処理方法について、昭和 58 年 7 月 5 日五八構改 B677 に基づき、農業委員 3 名と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。</p> <p>1 番は、畑、面積は 3,951 m²です。現地調査の結果、現況は畑と判断いたしました。転用許可・農地法第 3 条第 1 項の許可・土地改良事業賦課金等はありません。買受適格証明書の要否については、有りだと判断いたしました。買受適格証明書とは、農地の競売に参加する場合に必要となるもので、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明するものです。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長（岩井）	<p>ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、9番鳥谷部甚一郎委員と16番柏田雅俊委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>（調査委員席に、着席）</p>
議 長（岩井）	<p>次に、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第8号の1番については、佐々木一榮委員に関する事案であるため、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退室をお願いします。</p> <p>（佐々木 一榮 委員、退席・退室）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは事務局より、議案第8号の1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小泉）	<p>それでは議案書の4ページ議案第8号と、参考資料の13ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案3件です。1番は、贈与による所有権移転に関する件、2番と3番は、売買による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、田、面積は1,660㎡です。</p> <p>1番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、鳥谷部甚一郎</p>

調査委員 (鳥谷部)	委員から、議案第8号の1番の調査結果の報告をお願いいたします。
	農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。
	議案書の4ページ議案第8号と参考資料13ページをご覧ください。
	2月2日に、岩井会長と柏田雅俊委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。
	1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人は農地の管理ができないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。
	以上で調査結果の報告を終わります。
議長 (岩井)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
	(質問・意見なし)
議長 (岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第8号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第8号の1番は、原案のとおり決定しました。ここで、佐々木一榮委員を入室させてください。
	(佐々木 一榮 委員、入室・着席)
議長 (岩井)	次に、議案第8号の2番から3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (小泉)	それでは、引き続き農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。
	2番は、田2筆、面積は合計3,306㎡です。
	3番は、畑、面積は5,148㎡です。
	2番と3番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。
	ご参考までに売買価格をお知らせします。
	2番の売買価格は、350,000円、10aあたり106,000円です。
	3番の売買価格は、5,000,000円、10aあたり971,000円で

	<p>す。 以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、鳥谷部甚一郎委員から、議案第8号の2番から3番の調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員 (鳥谷部)	<p>引き続き、現地調査の結果を報告いたします。 2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は、高齢で管理できず、後継者もないため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。 3番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は、会社経営で多忙になり、管理が困難になったため、譲渡人からの申出により、農地を売買するものです。譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。 以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議 長 (岩井)	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
6番 (竹原)	<p>3番ですが、譲渡人は八戸の方で知人だそうですが、会社経営をしているということですが、どのような会社を営んでいるのか。</p>
調査委員 (鳥谷部)	<p>五戸町では介護施設を営んでいる方です。</p>
議 長 (岩井)	<p>その他、ありませんか。 (質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第8号の2番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第8号の2番から3番は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>

事務局（大澤）	<p>それでは、議案書の5ページ、参考資料の21ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1議案1件です。農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1番は、田、面積は1,033㎡。転用目的は、太陽光パネル設置です。農地区分は、第3種農地と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、柏田雅俊委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員（柏田）	<p>農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の5ページ議案第9号と参考資料の21ページをご覧ください。3条申請と同じく、2月2日に現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲受人が譲渡人から売買により申請地を取得し、太陽光パネルを設置する計画です。</p> <p>周囲は、北側は宅地、西側と南側は田、東側は町道となっております。汚水等は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透するため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
15番（佐々木）	<p>真ん中だけ買うわけですが、両側の土地はどうするのか。</p>
事務局（大澤）	<p>周囲の残った田については買い取ることになります。</p>
議長（岩井）	<p>その他、ございますか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>調査委員の方々、ありがとうございました。</p> <p>指定席にお戻りください。</p>
	(調査委員 指定席に戻る)
議長 (岩井)	<p>次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大澤)	<p>それでは議案書の6ページ、議案第10号をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>五戸町長より令和6年1月25日付け五農林第306号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案10件で、合計面積は76,130㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。</p> <p>1番から10番は、利用権設定による貸借です。各農地の所在及び利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者については記載のとおりです。</p> <p>1番は、田、計2筆、面積は合計4,750㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、玄米30kgが3つです。水稻を作付けする予定です。</p> <p>2番は、田、計3筆、面積は合計5,227㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、玄米4俵です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>3番は、畑、計2筆、面積は合計9,301㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり10,700円、年100,000円です。長芋とニンニクとゴボウを作付けする予定です。</p> <p>4番は、田、計2筆、面積は合計3,323㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、玄米30kgが2つです。水稻を作付けする予定です。</p> <p>5番は、畑、計5筆、面積は合計40,041㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり10,000円、年400,000円です。長芋とゴボウを作付けする予定です。</p> <p>6番は、田、計2筆、面積は合計4,287㎡。5年の使用貸借です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>7番は、田、面積は3,863㎡。3年の賃貸借で、賃借料は、10</p>

	<p>aあたり8,000円、年30,900円です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>8番は、田、面積は2,499㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、水利費です。水稻を作付けする予定です。</p> <p>9番は、畑、面積は1,803㎡。5年の使用貸借です。長芋とゴボウを作付けする予定です。</p> <p>10番は、畑、計2筆、面積は合計1,036㎡。10年の使用貸借です。ピーマンとスナップエンドウを作付けする予定です。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
6番（竹原）	5番の地目の登記簿は山林だが、何か問題はあるのか。
事務局（大沢）	地目の登記簿は山林ですが、国土調査の時点では山林でしたが、その後木を切って、畑にしたもので、現況が畑であるので問題ありません。
議長（岩井）	<p>その他、ございますか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり決定しました。
議長（岩井）	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和6年第2回五戸町農業委員会総会を閉会します。</p>

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和6年第1回五戸町農業委員会総会催日時 令和6年2月9日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員